# 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について

## 1 概要

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、現金を給付する。

## 2 給付対象者

- (1) 基準日(令和3年12月10日)において、区に住民登録があり、かつ世帯全員の令和 3年度分の住民税均等割が非課税である世帯
  - ※住民税が課税されている者の扶養親族からなる世帯を除く。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年1月から令和4年9月までの間に(1)の世帯と同様の事情にあると認められる世帯(家計急変世帯)

## 3 給付額

1世帯当たり10万円

## 4 支給方法

(1) 住民税均等割非課税世帯

区から給付内容や確認事項を記載した確認書を発送し、対象者本人の確認後、指定口座に振込む。

(2) 家計急変世帯

対象者自身による申請を受付、確認の後、支給を決定した者に対し、通知送達後、指定口座に振込む。

#### 5 周知方法

区報(1月25日号、2月25日号)、区設掲示板、区ホームページ、区SNS及び窓口等 により周知する。

#### 6 スケジュール(予定)

令和4年1月下旬 住民税均等割非課税世帯への確認書発送

2月上旬~ 家計急変世帯等の申請受付開始

2月中旬~ 確認書・申請書の内容確認が済んだ世帯から支給開始

確認書発行日から3か月後 確認書提出期限

9月末 家計急変世帯等の申請書提出期限